

中小企業活性化支援事業補助金制度

仙北市内で新たに起業する人や現在行っている事業の拡張を検討している事業者に対してその事業に係る経費の一部を最大100万円まで補助します。

●補助対象者 ※次のすべてに当てはまる者。

1. 市内に住所を有し、かつ市内に主たる事務所がある者。
2. 前年度にこの補助金の交付を受けていない者。
3. 市税等を滞納していない者。
4. 事業の実現が確実であること。
5. 許認可等を必要とする業種にあっては、既に当該許認可等を受けている者。
6. 事前に商工会、その他の支援機関等が実施する創業塾、経営指導等を受講している者、または起業後、申請の同一年度内に必ず受講する者。

●補助対象事業

1. 農林漁業、金融・保険業、風俗営業等要綱で定める業種に該当しないこと。
2. 事業が関係法令又は公序良俗に反することなく、地域産業の活性化に寄与するものであること。
3. フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業でないこと。

※いずれも市内で実施、3年以上の事業継続が見込まれるもの。

●補助対象経費

1. 施設整備費（建築、電気設備、内装工事、看板等構築費）
 2. 機器等購入費（機械器具費、備品設備費等）
 3. 通信機器導入費（その事業の用に供すると認められる場合のみ）
 4. その他事業開始に係る経費（広告宣伝費、その他市長が認めるもの）
- ※中古品は対象外。

●補助率等

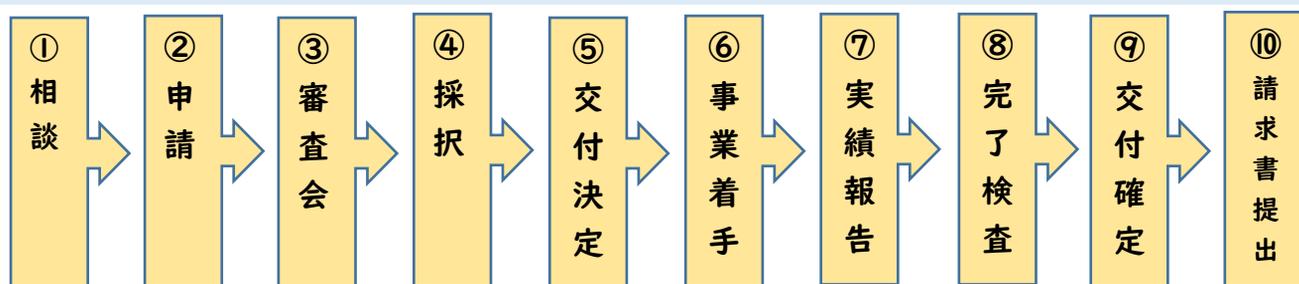
補助率 補助対象経費の1/3以内

上限額 100万円

●提出書類（申請時）

1. 仙北市中小企業活性化支援事業補助金申請書（様式第1号）
2. 事業計画書（様式第2号）
(起業する者、個人事業主で事業拡張する者は仙北市商工会又は、その他支援機関等の指導及び支援を受け作成すること。)
3. 納税証明書（個人の場合は事業主、会社にあつては会社及び代表者のもの）
4. 住民票の写し（個人の場合は事業主、会社の場合は代表者の者）
5. 許認可等が必要な業種は当該許認可証等の写し
6. その他市長が必要と認める書類

●申請から補助金交付までの流れ



- ・事業着手前の申請となります。（既に着手している場合は申請できません。）
- ・申請書提出前に一度、商工課又仙北市商工会へご相談ください。
- ・申請書の作成等は商工課や仙北市商工会でサポートしますので気軽にご相談ください。
- ・実績報告終了後、現地調査を行いますのでご協力ください。

●審査会について

- ・提出された事業計画書等に基づいて、「事業内容の妥当性」「事業の将来展望の明確性」「事業に対する知識、経験及び保有する技術の存在」「事業の新規性・革新性」「事業計画の妥当性」「地域社会・雇用への貢献度」の点を審査します。申請者本人によるプレゼンテーションは行いません。

●申請受付期間

令和5年4月3日～令和5年5月31日

【審査会：6月中旬 交付決定：6月下旬】（予定）

- ・今年度の申請受付は上記期間のみとなります。それ以外の期間は申請できません。
※交付決定額が予算額に満たない場合、追加で受付期間を設けることがあります。
- ・事業に着手できるのは交付決定後（6月下旬予定）になりますので、それを想定した上で事業計画を策定してください。
- ・農林商工部商工課（角館庁舎2階）に上記受付期間の平日8時30分から17時15分まで提出してください。（土日祝日は受付しておりません。）

●その他

- ・上記内容はあくまで制度内容の一部になりますので、申請をご検討される方は市ホームページに掲載している補助金交付要綱をご確認ください。
市ホームページは右のQRコード読み取ってください。



（市HPはこちら）

●問い合わせ先・申請書提出先

仙北市役所	農林商工部商工課（角館庁舎2階）	TEL 0187-43-3351
仙北市商工会	角館本所	TEL 0187-54-2304
	田沢湖支所	TEL 0187-43-0372
	西木出張所	TEL 0187-47-2130